

Q 所有者不明土地の対策は

たかはし けんじ
高橋 剣二 議員



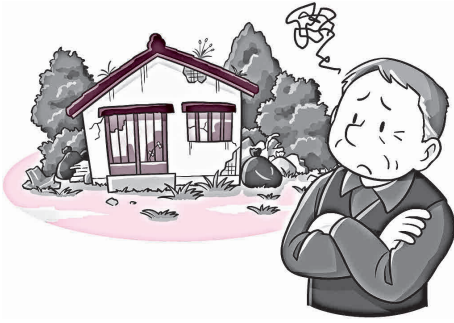
A いわゆる特別措置法で一部は改善する

問 所有者不明土地の現状は。

答 本市が実施した公共事業の用地取得において、所有者が不明となっていた案件はなかったが、相続登記等の未了により、所有者が判明しない又は判明しても所有者と連絡がつかない土地は存在する。

問 用制度があるが、利用したことはない。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法では、事務の効率化を図ることができる。

答 所有者不明土地に係る固定資産税上の課題について、課税に当たって、所有者が判明しない又は判明しても連絡がつかない土地は43筆、家屋は9棟あり、都市計画税を合わせた平成30



年度の税額は86万2600円になる。所有者が判明しない状態では、固定資産税を課税できない。

問 相続未登記の物件に対する課税の手続について。

答 納税義務者を特定するため、被相続人の戸籍調査等を行う。相続人が複数いる場合は、その代表者に納税通知書を交付している。

問 地籍調査の進捗率について。

答 地籍調査や土地区画整理事業等により地籍が明らかになっている土地を含め、99・3割である。

Q 西部地域の今後

うるしばた かずし
漆畑 和司 議員



A 関係者の理解と協力を得て、整備を進めていく

問 一本松駅南口改札開設における東武鉄道株式会社との協議状況、課題と今後は。

答 これまでバリアフリー化と併せて一体的に対応できるよう協議してきた。しかし、東武鉄道は南北に2つの改札を開設する意向はないなど、市との考え方は合致していない。引き続き協議を進めるとともに、32年度までの整備が原則であるバリアフリー化も含めた対応について、今年度中にも一定の方向性を出していきたい。

問 一本松五差路交差点の改良整備への検討状況は。

答 現在、埼玉県が中心となり、改良原案を検討している。引き続き



一本松駅南口駅前交通広場

問 き関係機関とともに、交差点改良の具体化に向けて取り組んでいく。

答 今年度、坂戸市との協議に向けて、現地調査や雨水排水計画等の資料を作成する業務を実施する。資料が出来上がり次第、坂戸市と協議調整し、整備方針が合意となつたら、整備を進めていきたい。

問 今後の新町中央広場について。

答 本年10月末までに健康遊具の設置を行う予定となっている。今後は、植栽の手入れ等の維持管理に地域の方々の協力をいただきながら、より親しまれる公園としていきたい。